

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日には休む)

告示

鳥取県告示第五百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更のうち、鳥取新都市土地区画整理事業（十工区）施行地区に係るものにあつては当該地区の、鳥取新都市土地区画整理事業（十三工区）施行地区に係るものにあつては当該地区の土地区画整理事業（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれその効力を生ずる。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 鳥取新都市土地区画整理事業（十工区）施行地区に係るもの

区域を変更する
町及び字の名称
同上の区域（平成四年九月二十五日現在の地番による。）

◆公 告 土地収用法による審理の開始（管理課）

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正（二件）

◆選管告示 土地整理法による換地処分（都市計画課）

都市計画法第六十六条による告示（）

◆告 示

若葉台南五丁目	若葉台南五丁目の全域
	生山字岩丸木平五八〇の一の一部、五八〇の二の一部 生山字寺谷四四四の一の一部、四四五の一部、四四六の一 部、四四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 生山字塙平五八七の三から五八七の五まで、五八七の一

◆告 示

町等の区域の新設等（市町村振興課）
同和問題に関する県民意識調査実施要領（同和対策課）
保険医等の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（）
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの（）

◆告 示

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

◆告 示

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正（二件）

生山字岩丸木平 部以外の区域	九、五八七の二三、五八七の三四
生山字寺谷 地以外の区域	生山字寺谷のうち四四四の一の一部、四五五の一部、四四六の一部、四五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字寺谷 五八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	生山字寺谷のうち五八〇の二の一部、五七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字寺谷 五七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	生山字寺谷のうち五七八の二の一部、五七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
新たに画する町 の名称	鳥取新都市土地区画整理事業（十三工区）施行地区に係るもの
若葉台南三丁目 同上の区域（平成四年九月二十五日現在の地番による。）	生山字本谷四二〇の一部、四二二の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
生山字本谷 五七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	生山字本谷四二〇の一部、五七八の二の一部
生山字寺谷 五七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	生山字寺谷四四四の一の一部、四五五の一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地
生山字寺谷 五八七の二三 同上の区域（平成四年九月二十五日現在の地番による。）	生山字寺谷のうち五八七の二三以外の区域
生山字本谷 一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	生山字本谷のうち四二〇の一部、四二二の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第五百六十一号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、同和問題に関する県民意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

同和問題に関する県民意識調査実施要領

この調査は、県民の同和問題に関する意識を把握し、今後の県民に対

する効果的な啓発活動の実施に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象者

調査対象者は、市町村選挙人名簿から無作為抽出法により抽出した県内に居住する有権者三、三〇〇人とする。

三 調査事項

- 1 著らしや社会についての考え方
 - 2 結婚に対する考え方
 - 3 同和地区の認知等
 - 4 同和問題や部落差別についての見方や考え方
 - 5 同和対策審議会答申の認知等
 - 6 同和対策事業に対する考え方
 - 7 啓発活動との接触度
 - 8 啓発活動との媒体別接触度
 - 9 同和教育の学習状況
 - 10 同和教育に対する考え方
 - 11 今後の啓発活動に対する意見
 - 12 同和問題や人権問題について勉強したいこと
 - 13 差別発言に対する考え方
 - 14 同和地区や同和問題についての考え方
 - 15 同和問題解決の方法
- 郵送の方法によるものとする。

四 調査期間

平成五年七月一日から同月三十一日まで
この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第五百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次とのとおり告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池田光之	鳥医第四、七四一号	平成五年六月十四日
中畑信一	鳥医第六、二一號	"
山上敦子	鳥医第八五三号	"

鳥取県告示第五百六十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があり、とみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理があり、とみなされる年月日
三愛薬局	七十二四 気高郡青谷町大字青谷四〇七	平成五年六月一日

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
有本圭子	鳥国薬第八四五号	平成五年五月二十六日

森田 守	東伯郡東郷町大字川上九四二一三
谷口憲昭	東伯郡東郷町大字小鹿谷一八三一四
深田行則	東伯郡東郷町大字宮内九二一
山下勤	東伯郡東郷町大字宮内一二五
福本浩文	東伯郡東郷町大字宮内一四二
土井繁美	東伯郡東郷町大字方地九三二
伊藤充	東伯郡東郷町大字方地九八二
福原正治	東伯郡東郷町大字漆原二九七
伊藤徳之輔	東伯郡東郷町大字方地九八二
森下照雄	東伯郡東郷町大字漆原二九七
清水俊男	東伯郡東郷町大字龍島五三一
東伯郡東郷町大字田畠二六八	
東伯郡東郷町大字松崎三九一	
森下照雄	東伯郡東郷町大字旭一二七一四
河本幸寛	東伯郡東郷町大字旭一〇二
伊藤充	東伯郡東郷町大字龍島五三一
福原正治	東伯郡東郷町大字漆原二九七
伊藤徳之輔	東伯郡東郷町大字方地九三二
森下照雄	東伯郡東郷町大字方地九八二
清水彰人	東伯郡東郷町大字野方一七六
森田和史	東伯郡東郷町大字川上八五一
森田嘉彦	東伯郡東郷町大字川上八二三一一
森田雅敏	東伯郡東郷町大字川上一六三
森田和行	東伯郡東郷町大字川上八二七
森田憲昭	東伯郡東郷町大字川上九四九
深田行則	東伯郡東郷町大字川上九四二一三
清水俊男	東伯郡東郷町大字宮内九二一
東伯東郷町大字松崎三九一	

就任した役員の氏名及び住所

平成五年五月二十六日退任

理事 佐々木昌弘	東伯郡東郷町大字野方一七六
森田和史	東伯郡東郷町大字川上八五一
森田嘉彦	東伯郡東郷町大字川上八二三一一
森田雅敏	東伯郡東郷町大字川上一六三
森田和行	東伯郡東郷町大字川上八二七
森田憲昭	東伯郡東郷町大字川上九四九
深田行則	東伯郡東郷町大字宮内九二一
清水俊男	東伯郡東郷町大字松崎三九一

鳥取県告示第五百六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十三工区）施行地区的宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の

認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・七号米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二一〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 平成元年鳥取県告示第九百三十一号の事業地のうち鳥取県米子市加茂町二丁目を削り、同市西町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成五年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管

二の表鳥取県立福原莊の項の次に次のように加える。

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成五年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

特別養護老人ホームあすなろ
特別養護老人ホーム第二あすなろ

白兔あすなろ
美和あすなろ

二の表中

に改める。

平成5年6月25日 金曜日

鳥取県公報

特別養護老人ホームなにわ別荘

米子市後藤三丁目七一

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成5年6月25日

鳥取県収用委員会会長 田中蓬篤

1 期日

平成5年7月8日（木）午後1時30分

2 場所

鳥取市東町1丁目220 烏取県庁第二庁舎第27会議室

3 件名

一級河川日野川水系大川改修工事及び一般国道181号（福市橋）改築工事に係る収用裁決申請事件